健／令01-01　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和１年９月２日

**＊　健　保　だ　よ　り　＊**

三菱瓦斯化学健康保険組合

**《　合算高額療養費付加金の計算方法について　》**

　＊合算高額療養付加金の計算方法が、下記の通り変更となります。

　　実施時期は、**令和１年７月受診分**からとします。

|  |  |
| --- | --- |
| （新） | （旧） |
| 　合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から被保険者又はその被扶養者１人につき、それぞれ20,000円を控除して得た額とする。　尚、合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者が支払った一部負担金等の額とは、療養の給付後（高額療養費が給付された場合には高額療養給付の後）の自己負担額を指す。また、被保険者若しくはその被扶養者が高齢者（70歳以上）であり、その一部負担金が20,000円未満の場合には、控除額はその額とする。 | 　合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から被保険者又はその被扶養者１人につき、それぞれ20,000円を控除して得た額とする。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上